# 第11章 サービス貿易

## 1. ルールの概観

#### (1) ルールの背景

サービス貿易とは、金融、運輸、通信、建設、 流通等のサービスの国際取引のことである。「経 済のソフト化」あるいは「経済のサービス化」は 着実に進展し、1970年代以降、世界全体でGDPに 占めるサービス産業の割合はほぼ一貫して増加す る傾向にあり、また、全産業の雇用者数に占める サービス産業の雇用者の割合についても拡大傾向 にある。一方で、サービス貿易においては、物品 の貿易とは異なり、GATTにおける関税のような 指標は存在せず、水際における措置よりサービス の提供又は消費にあたって課せられる国内規制の 方が貿易障壁となりやすいといった事情が存在し た。このような貿易障壁となる国内規制について は撤廃されることが望ましい一方、これらの国内 規制の多くは、国内サービス産業の保護・振興を 目的とするのみならず、文化や伝統の保護、消費

者の保護等の公的・社会的目的のために設けられたものであるという事情もあり、サービスに関する多角的な国際的規律の必要性を求める声はさほど大きくなかった。

しかしながら、特に米国は、1980年代以降、金融や電気通信といった分野で規制緩和を進め、競争力を強め、サービスの貿易に関する国際的な規律作りに向けた取組を続けてきた。米国をはじめとした先進国を中心に、サービス貿易額は着実に増大し(WTOの統計によれば、現在では世界貿易(全世界輸出額ベース)の19.0%、3 兆2.915億ドル(2007年)に達している(図表11-1))、当初、開発途上国を中心とした反対はあったものの、最終的には、ウルグアイ・ラウンドにおいて、サービス分野を多角的貿易交渉に含まれることに合意した。

< 図表 11-1> 世界貿易に占めるサービス貿易の割合(輸出額ベース) (単位:10億ドル)

			輸出	出 額		
	1998年	2000年	2002年	2004年	2006年	2007年
モノ	5,501	6,456	6,492	9,220	12,113	13,950
サービス	1,340	1,478	1,594	2,209	2,778	3,292
モノ・サービス計	6,841	7,934	8,086	11,429	14,891	17,242
サービスの構成比	19.6%	19.0%	19.7%	19.3%	18.7% <sup>*</sup>	19.0%

<sup>※</sup> 昨今の商品価格の値上がりを反映してモノの輸出額がサービスに比べて増大している(INTERNATIONAL TRADE STATISTICS 2007 I. WORLD TRADE DEVELOPMENTS」参照)。
出典:INTERNATIONAL TRADE STATISTICS 2008 (WTO事務局) より作成

#### 第II部 WTO協定と主要ケース

交渉開始当初、協定の適用範囲、協定に適用される義務・原則、既存の国際ルールとの関係、開発途上国への配慮等を主要な論点として交渉が行われ、結果としてGATTにおける農業や繊維のように特定の国の利害により一定の分野が除外されない形で、金融、運輸、通信、建設、流通等広範なサービス分野を対象として、最恵国待遇、市場アクセス、内国民待遇等を規定した「サービスの貿易に関する一般協定:GATS:General Agreement on Trade in Services」(以下「サービス協定」と言う)が開発途上国を含むすべての国の参加を得て、ウルグアイ・ラウンド交渉終結時に合意された。

#### (2) 法的規律の概要

#### ①4つのモード

サービス協定は、155業種(WTO事務局分類)を含むすべてのサービス(政府の権限の行使として提供されるサービスを除く)の貿易に影響を及ぼす政府の措置を対象としており、これらのサービス貿易を、以下の4つの貿易形態(モード)に分類している(図表11-2参照)。

- 1) 越境取引:ある加盟国の領域から他の加盟 国の領域へのサービス提供
- 2) 国外消費:ある加盟国の領域における他の 加盟国のサービス消費者へのサ ービス提供
- 3) 商業拠点:ある加盟国のサービス提供者に よる、他の加盟国の領域におけ る商業拠点を通じたサービスの 提供
- 4)人の移動:ある加盟国のサービス提供者による、他の加盟国の領域内における自然人を通じてのサービス提供

#### ②主要規定の概要

サービス協定上の義務には、以下のとおり「(a) すべての分野のサービス貿易に関して守るべき義 務」と、「(b)約束を行った分野のサービス貿易に 関して守るべき義務」がある。

また、国内規制規律(第6条)、緊急セーフガード(第10条)、政府調達(第13条)、補助金(第15条)に関する「(c) 横断的ルールの交渉義務」の作成について、サービス協定は、サービス貿易理事会及びウルグアイ・ラウンド後の将来の多角的交渉に委ねている。これを受けて、国内規制規律については国内規制作業部会(1999年4月に自由職業作業部会が発展改組)、その他の3つのルールについてはGATSルール作業部会において検討が行われている。

# (a) すべての分野のサービス貿易に関して守る べき義務

#### (i) 最惠国待遇原則 (第2条)

すべての国に対して同等の待遇(最恵国待遇) を与える義務(第1章「最恵国待遇」参照)。

#### (最恵国待遇例外)

サービスの分野においては、過去の経緯等によって最恵国待遇をとれない措置が存在するため、本協定では、一定の要件を満たすことを条件に、第2条第2項に基づき当該措置の最恵国待遇適用除外が認められることとした。認められた措置は、ウルグアイ・ラウンド後の自由化交渉の対象となるとともに、5年以内にサービスの貿易に関する理事会の検討に付され、原則として10年を超えて存続してはならない。

# (その他協定の規定により最恵国待遇原則が適用されない場合)

- ・域内のサービスの貿易を自由化するための協定 に加わる場合(第5条)
- ・域内の労働市場を完全に統合するための協定に 加わる場合(第5条の2)
- ・特定の国において取得されている教育、免許、 資格等を自国内でも有効なものとして認める場 合(第7条)
- ・政府機関が政府用として購入するサービスの調 達(政府調達)のうち商業的販売のための利用

<図表11-2> サービス貿易の4形態(モード)

	サービス員易の4形態		
モード	内 容	例	イメージ図
1. 越境取引	ある加盟国の領域から 他の加盟国の領域への サービス提供 《サービスの越境》	海外に在住する 弁護士から電話 で法務アドバイ スを受ける	サービス需要者 サービス供給者 供給国 供給国
2. 国外消費	ある加盟国の領域における他の加盟国のサービス消費者へのサービス提供 《需要者の越境》	観光客や海外出 張者による現地 消費 (電子機器 レンタル等)	サービス供給者 サービス供給者 サービス需要者 需要国 供給国
3. 商業拠点	ある加盟国のサービス 提供者による、他の加 盟国の領域における商 業拠点を通じたサービ ス提供 《商業拠点の越境》	海外支店を通じ た金融サービス	商業拠点 サービス供給者 サービス需要者 需要国 供給国
4.人の移動(労働移動)	ある加盟国のサービス 提供者による、他の加 盟国の領域内における 自然人を通じてのサー ビス提供 《供給者(自然人)の 越境》	外国アーティス トの招へい	自然人 ・・・・ 自然人 ・・・・ 自然人 サービス需要者 需要国 供給国

- ●:サービス供給者(自然人又は法人)、▲:サービス需要者(自然人又は法人)、
- ■:商業拠点、◆:自然人、△:移動前のサービス需要者、◇:移動前の自然人、 ■:移動、•••••:サービス提供

を目的としない調達を行う場合(第13条)

#### (ii) 透明性 (第3条)

貿易に関連する法律、規則等は、法律、規則等 が公開されていないことも障壁となるため、本協 定は、サービスに関連する法律、規則等の公表を 一般的義務としている。これにより、手続の不透 明性による障壁を除去できるとともに、その内容 についての交渉を行うことも容易になる。

# (b) 約束を行った分野のサービス貿易に関して 守るべき義務

サービス協定においては、各国が自由化の約束

を行う分野と自由化の内容を「約束表」に記載し、 その分野の拡大及び自由化内容の充実はその後の 自由化交渉により図るという漸進的自由化の方法 が採られている。本協定の自由化約束の方法は、 各国が上記の155の業種及び4つの貿易形態のマ トリクスに基づいて自ら自由化を行う分野のみを 約束表に記載することとなっていることから、ポ ジティブリスト方式 (又はボトムアップ方式) と 呼ばれる。約束表においては、加盟国は、市場ア クセス及び内国民待遇に関する条件及び制限に加 え、これらの対象とならない措置であっても「追 加的約束」として様々な自由化約束を記載するこ とができる(約束表の記入例については図表11-3、各国の自由化約東及び最恵国待遇免除登録の 状況は図表11-4及び5参照)。我が国は、およ そ100の分野について何らかの自由化約束を行う ととともに、一切の免除登録を行うことなくすべ ての分野で最恵国待遇義務を果たしている。

#### (i) 市場アクセス (第16条)

具体的な約束を行って初めて義務の内容が定まるものの1つ。

本規定は、政府が採るべきでない措置の類型として、①サービス供給者の数に関する制限、②サービスの取引総額又は資産総額に関する制限、③サービスの総産出量に関する制限、④サービス提供者の雇用者数の制限、⑤企業形態制限、⑥外資制限等の6種類の措置を限定的に列挙している(具体的な例については図表11-6を参照)。

加盟国は、各サービス分野及びモードについて、これらの措置を採らない旨の約束を行うか、全面的に又は部分的に留保を行うかを、国別約束表に明記することとなっている。各国は、これらの列挙された措置以外の措置はもちろんのこと、留保している措置も協定の他の条項に違反しない限り採ることができる。

なお、本規定は、結果としての市場アクセス (市場シェアの確保等)を担保するものではない。

#### (ii) 内国民待遇 (第17条)

他の加盟国のサービス及びサービス供給者に対

して内国のサービス及びサービス供給者と比して 不利でない待遇を与えるという原則である(第2 章「内国民待遇|参照)。

内国民待遇の付与も、具体的な約束によって内容が決まる義務である。すなわち、各国は、それぞれの分野につき内国民待遇の義務を受け入れるかどうかを交渉を通じて決めることができる(例えば銀行業については、内国民待遇を付与しないとすることも可能)。

また、受け入れる場合にも、内外差別的な措置を一定の範囲で採ることを留保することができる (例えば、銀行業について預金業務を除き内国民 待遇を付与するとの約束も可能)。留保を行った 際には、それを国別約束表に掲げなければならない。

#### (iii) 追加的約束 (第18条)

市場アクセス(第16条)及び内国民待遇(第17条)の対象とならない加盟国の措置であっても、各国間の個別の交渉により自由化約束の対象とすることができる。

サービス分野において意味のある自由化を行うためには、市場参入を制限する措置及び外国のサービス又はサービス供給者を差別する措置を撤廃するというだけではなく、積極的な政府措置が必要となる場合があると考えられている。係る政府措置を実施する義務は、市場アクセス及び内国民待遇義務ではカバーされていない。サービス協定では、係る約束を約束表に記載できることについて、第18条に規定がある。

#### (iv) 国内規制 (第6条)

加盟国は、特定の約束を行った分野において、 サービス貿易に影響を与えるすべての措置が、合 理的、客観的かつ公平に運用されることを確保す る。

#### (v) 支払及び送金(第11条)

国際収支を擁護する場合を除き、加盟国は、本協定の下での特定の約束に関連する経常取引のための国際的支払及び送金に関する制限を適用してはならない。また、国際収支を擁護する場合及び

IMFの要請に基づく場合を除き、特定の約束に関連して上記制限を行わない限りにおいては、IMF 加盟国の権利及び義務は、本協定のいかなる規定の影響も受けない。

#### (c) 横断的ルールの交渉義務

#### (i) 国内規制規律(第6条)

第6条4項では、サービスの貿易に関する理事会が資格要件、免許要件等に関する措置がサービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、同理事会が設置する適当な機関を通じて必要な規律を作成するとし、サービス提供(例えば、金融・建設サービスへの従事や会計士の受入れ等)に係る資格手続・要件、免許手続・要件、技術基準が不必要な貿易障壁とならないよう、透明性の確保とともに、過剰な規制にならないことを確保しようとしている。

#### (ii) セーフガード (第10条)

緊急セーフガードに関する多角的交渉をサービス協定発効後3年以内に行い、その結果を発効させることを規定している。

#### (iii) 政府調達(第13条)

政府自らが消費するために調達するサービスには、サービス協定の主要条文である第2条(最恵国待遇)、第16条(市場アクセス)、第17条(内国民待遇)が適用されないことを規定している。また、政府調達に関する多角的交渉を、サービス協定発効後2年以内に行うとしている。

#### (iv) 補助金(第15条)

締約国が補助金は一定の状況下ではサービス貿 易歪曲効果を持つことを認識し、補助金を規律す るための多角的交渉を行う旨規定している。

#### (d) その他の規定

#### (i) 特定約束交渉(第19条)

サービス貿易における漸進的自由化を達成する ために、加盟国は交渉のラウンドをWTO協定発 効から5年より遅くない日に開始し、その後定期 的に行うとされており、同条に基づいて2000年に 自由化交渉が開始された。また、自由化の過程に おいては、個々の加盟国の国家政策目標及び開発 レベルを十分に考慮して進めるとされている。

#### (ii) 附属書

#### ・金融サービスに関する附属書

加盟国は、信用秩序の維持のための又は金融 体系の健全性及び安定性を確保するための措置 を採ることを妨げられない。

#### ・電気通信に関する附属書

加盟国は、国別約束表に記載するサービスに 関し、他の加盟国のサービス提供者に対し、合 理的かつ無差別な条件の下で公衆電気通信伝送 網及びサービスへのアクセス及び利用を与える ことを確保する。

#### ・航空運送サービスに関する附属書

二国間の航空協定等に基づき認められる運輸 権及び運輸権の行使に直接関連する措置は本協 定の対象外である。

## ・サービスを提供する自然人の移動に関する 附属書

加盟国は、市場アクセス、内国民待遇等に関する特定の約束を無効化又は侵害しない限り、その領域における自然人の入国又は一時的な滞在を規制するための措置を適用することを妨げられない(本章コラム:GATSと「人の移動」参照)。

#### (iii) 分野ごとのルール

金融、電気通信等の特定分野に関する附属書に加え、金融分野については、市場アクセス、内国民待遇などの措置について具体的に定め、かつより高度な自由化を規定した金融了解が合意された。また、基本電気通信分野については、相互接続の確保、ユニバーサル・サービス、免許基準の公表等の競争促進的規制等の枠組みを規定した参照ペーパーが作られた。これらは、上記(b)(iii)の追加的約束として多くの国の約束表において自主的に添付されている(規制の枠組みの参照ペーパー:注釈11-2参照)。

# <図表11-3> 約束表の記入例

Schedule of Specific Commitments (特定の約束に係る表)

_
( <del>-</del> -)
此
5
絖
に共通の約束)
2.
(田
:::
#(
3
(各分野(
HΞ
石
1
МT
77
2
<b>IMITMENTS</b>
┖
7.
7
☱
⋝.
$\overline{}$
=
≥
$\vdash$
~
CON
$\simeq$
$\cup$
٠,
コ
Ч,
$\vdash$
≻
$\leftarrow$
HORIZONTAL
Ñ
ì
≃
$\overline{}$
$\simeq$
二
•
<u>-</u> ن

Sector or subsector (分 類)	Limitations on market access (市場アクセスに係る制限)	Limitations on national treatment (内国民待遇に係る制限)	Additional commitments (追加的な約束)
ALL SECTORS INCLUDED IN THIS SCHEDULE (この約束表に掲げるすべての分野)	4) Unbound except for measure concerning the entry and temporary stay of a natural person who falls in the following category: i) Activities to direct a branch office as its head.  (次の分類に該当する自然人の入国及び一時的な滞在に関する措置を除く他約束しない。 i) 長として支店を管理する活動)	3) Unbound for research and development subsidies. (研究及び開発に係る補助金については、 約束しない)	

# II. SECTOR-SPECIFIC COMMITMENTS (分野ごとに行う約束)

Additional commitments (追加的な約束)	(注) この欄は、第16条(市場アクセス)及び第17条(内国民待遇)の義務の対象とならない措置で自発的に自由化意思を表明する措置を記する措置を記入。
Limitations on national treatment (内国民待遇に係る制限)	1) Unbound (約束しない) 2) None (制限しない) 3) None except as indicated in HORIZONTAL COMMITMENTS. (各分野に共通の約束における記載を除ほ か、制限しない) 4) Unbound (約束しない)
Limitations on market access (市場アクセスに係る制限)	1) Unbound (約束しない) 2) None (制限しない) 3) The number of licenses conferred to service suppliers may be limited. (サービス提供者に与える許可の数は、制度され得る) 4) Unbound except as indicated in HORZONTAL COMMITMENTS. (各分野に共通の約束における記載を除くほか約束しない)
Sector or subsector (分 類)	<ul> <li>d) Services related to management consulting         <ul> <li>(経営相談に関連するサービス)</li> </ul> </li> <li>(注) 本表には、何らかの自由化約束を行う分野のみ記載。             <ul></ul></li></ul>

2) Consumption abroad 3) Commercial presence 4) Presence of natural persons (国外消費) (商業拠点) (人の移動) Modes of supply:1)Cross-border supply (供給形態) (越境取引)

#### <図表11-4> 主要各国の自由化約束状況

	衣  一4		土安台国の日田16約	米	中	Е	カ	韓	香	シ	マ	1	タイ	豪州	フィ	イ	日
	サービ	スセ	クター分類	国	国	Ū	ナダ	韓国	香港	シンガポール	マレーシア	インドネシア	イ	州	1)	ド	本
										ル	,	シア			ピン		
			自由職業 コンピューター関連	0	0	0	0	00	0	00	00	00	0	00		0	00
	実務	С.	研究開発			0	0	ŏ		)	0	ŏ		Ō		ŏ	0
	サービス		不動産 レンタル/リース		0	0					0			00			0
			その他 郵便	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
2.	通信	В.	クーリエ	0	0		0		0		0				0		0
	サービス		電気通信 音響映像	0	0	0	0		0	00	00	0		0	0	0	0
			その他 ビル建築	0	0	0		0		0	0	0	0	0			0
3.	建設・エン ジニアリン	В.	土木建設設置、組立	Ŏ	00	Ŏ O	Ŏ O	Ŏ		00	000	000	Ŏ	000		0	00
	グサービス	D.	仕上作業	Ŏ	O	0	0	Ō	0	$\circ$	Ŏ			Ö			0
			<u>その他</u> 問屋	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0			0
4.	流通		卸売 小売	0	00	0	00	0						00			00
	サービス	D.	フランチャイズ	ŏ	ŏ	ŏ	0	ŏ						ŏ			ŏ
		Α.	その他 初等教育		0	0	0						0				0
5.	教育		中等教育 高等教育		00									0			0
	サービス	D.	成人教育その他	0	Ŏ	Ŏ							0	0			Ŏ
	will lake	Α.	汚水処理	Ŏ	Ŏ	0	0	0					0	0			0
6.	環境 サービス		廃棄物処理 公衆衛生	0	0	0	00	0						00			0
			その他 保険関連	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7.	金融 サービス	В.	銀行及びその他金融その他	Ŏ	Ŏ	ŏ	ŏ	Ŏ	Ŏ	Ŏ	Ŏ	Ŏ	ŏ	Ŏ	Ŏ	Ŏ	Ŏ
	健康関連・		病院 人間健康関連	0		0					0			0		0	0
	社会事業 サービス	С.	社会事業その他			0											
9.	観光・旅行	Α.	ホテル・飲食店	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	関連 サービス	С.	旅行業 旅行ガイド	0	0	0		0		00	0	0	0	00	0	0	0
			その他 興行	0		0					0		0				0
10.	娯楽、文化、 スポーツ	В.	通信社 図書館、博物館等	Ö		Ŏ			0	0				0			00
	サービス	D.	スポーツ等	ŏ	0	0					0		0	0			ŏ
		Α.	その他 海上運送		0	0		0	0	0	0	0	0	0	0		0
			内陸水運 航空運送	0	0			0	0		0						0
	運送 サービス	D.	宇宙運送			0											
	リーヒム	F.	鉄道運送 道路輸送	0	0	0	0	0					0	0	0		0
			パイプライン輸送 運送補助		0									0			0
19	その他のサ	Ι.	その他			Ŏ		Ŏ			0			_			Ŏ
14.	てマグロロマブリン	Ċ,	^	1							$\cup$						

<sup>(</sup>注) ○印は、何らかの自由化約束が行われているセクターを示す。ただし、○印を付したセクターにおいても、セクターの一部についてのみ自由化約束をしている場合や、内国民待遇に反する措置や市場参入を制限する措置を留保している場合があり、本表は直接的に自由化の程度を示すものではない。なお、事務局分類は、上記分野より更に詳しく、すべてのサービス業を155業種に分類している。

#### <図表11-5> 主要各国の最恵国待遇義務の免除登録分野

米国	①業種横断(人の移動、課税、土地取得、中小企業登録)、②電気通信(衛星放送)、 ③銀行、④保険、⑤航空運送、⑥宇宙運送、⑦道路運送、⑧パイプライン輸送
EU	①業種横断(人の移動、土地取得、投資)、②レンタル/リース、③音響映像、 ④保険、⑤内陸水運、⑥航空運送、⑦道路運送
カナダ	①実務(漁猟関連)、②音響映像、③保険、 ④航空運送、⑤海上運送
韓国	①航空運送
香港	なし
シンガポール	①業種横断(人の移動、投資、課税)、②専門職業(法律)、③音響映像、④銀行、 ⑤保険、⑥航空運送、⑦海上運送
マレーシア	①業種横断 (人の移動、外国資産)
インドネシア	①業種横断(人の移動)、②建設、③銀行
タイ	①専門職業(会計、出版・新聞)、 ②海上運送、③航空運送、④道路運送
豪州	①音響映像
フィリピン	①業種横断(人の移動、投資)、②銀行、③海上運送
インド	①電気通信、②音響映像、③娯楽、④海上運送
日本	なし

#### <図表11-6> 市場アクセスと内国民待遇の規制事例(WTO事務局文書S/L/92)

GATS第16条 政府が	採るべきでない措置の類型
①サービスの供給者 の数に関する制限	・経済需要に基づいた新規レストラン開店への免許制度 ・開業医の年間開業数制限 ・職業安定所サービスの独占 ・実質参入が不可能な形でのサービス提供者への国籍要件
②サービスの取引総 額又は資産総額に 関する制限	・外国銀行支店に対する資産制限
③サービスの総算出 量に関する制限	・外国映画の放映時間制限
④サービス提供者の 雇用者数の制限	・外国人労働者の雇用者総数制限
⑤企業形態制限	・代理店を除いた商業拠点設置義務 ・外国企業に対する支店設置要件 ・特定のサービスにおけるパートナーシップ要件
⑥外資制限	・商業拠点設置における外資出資比率制限

#### GATS第17条 内国民待遇制限事例

- ・音響映像サービスの「国内」事業者は、国内放送周波数優先割当を受けられる
  - →このような措置は明白にサービス供給者の由来により差別をしており、形式上内国民待遇の否定となる。
- ・サービス提供資格の発給について「国内」居住を要件とする措置
  - →形式上国籍に基づく差別措置には該当しないが、内国民に比べ居住要件を満たしにくい故に、事 実上外国サービス提供者は不利な扱いを受ける。

#### <注釈11-2> 基本電気通信の規制の枠組みに関する参照ペーパー

#### 参照ペーパーの項目

適用範囲:基本電気通信サービスを供給するために必要な施設の保有や市場における地位を用いて基本 電気通信市場への参入の条件に影響を与えることができる供給者

#### 1. 競争条件の確保のためのセーフガード

主要なサービス提供者が反競争的行為を行い又は継続することを防止するために適切な措置を維持すること。(反競争的行為の例:市内通信で得られた独占利益を市外通信の割引の原資とする等)

#### 2. 相互接続の確保

主要なサービス提供者との相互接続については、伝送網上技術的に可能なすべての接続点において確保すること。

#### 3. ユニバーサル・サービス

いずれの加盟国も、当該加盟国が維持することを希望するユニバーサル・サービスの内容を定義する権利を有すること。但し、透明、非差別的、かつ競争中立的な態様で履行され、かつ、当該加盟国が定める内容のユニバーサル・サービスを確保するために必要である以上に大きな負担であってはならない(ユニバーサル・サービスとは、電話・電気等の公共サービスについて、一定の供給地域内で供給の要請があったときには応じなければならないという供給者への義務づけのこと)。

#### 4. 免許基準の公表

免許が必要とされる場合には、(1)すべての免許の基準及び免許の申請に係る決定に関する標準処理期間、(2)個別免許の条件、を公表すること。

#### 5. 独立の規制機関

規制機関は、いかなる基本電気通信サービスの提供者からも独立であること。

#### 6. 希少な資源の分配及び利用

希少な資源(周波数、番号及び線路施設権を含む)の分配及び利用に係るいかなる手続も、客観的な、透明かつ非差別的な態様で適時に実施すること。

# 参 考 エネルギーに関する日本提案の概要(2001年10月)

#### くエネルギー・サービスの重要性と考慮すべき事項>

- ○経済的及び社会的発展を図るためには、エネルギーの効率的かつ安定的な供給が確保されることが必要である。また、経済成長を成し遂げるためには、他のサービスと同様に、エネルギー・サービスの効率を上げることが極めて重要である。
- ○GATSにおけるエネルギー・サービス分野のルールの策定にあたっては、エネルギー・セキュリティや 供給信頼度の維持、環境の保全、ユニバーサル・サービスの維持、公衆安全の維持といった公益的課題 の解決に向けて、加盟国が透明性があり、競争中立的であり、かつ、必要以上に大きな負担とならない 規制手段を取り得ることが留保されるべきであり、約束に差異があることが許容されるべきである。
- ○加盟国間において、エネルギー・サービスがそもそも国営であったか私営であったかといったサービス の成り立ちや現在の産業構造に差異が存在するため、GATSにおけるエネルギー・サービス分野のルールの在り方については、加盟国独自の多様性を認める必要がある。但し、そのルールは、可能な限り非差別的であり、最大限の透明性が確保されたものでなければならない。

#### <交渉における検討項目>

#### A. 分類

- ○今次交渉において、新たなエネルギー・サービス分類の作成を検討することを提案する。その際、新分類はエネルギー分野のみを対象とし、既存の約束と抵触することのないよう作成されなければならない。
- ○エネルギーの卸売から最終消費者の消費に至るまでの一連のサービスを包括的に協議すべきであり、まずエネルギーの卸売、輸送(送電及び配電、パイプラインによる輸送並びに熱の移送)及び小売に関連する「コア」エネルギー・サービスを中心とすべきである。
- ○まずエネルギー中立的に検討し、エネルギー源は問わないものとする。但し、原子力に関連したエネル

ギー・サービスは、慎重に検討することが必要である。また、資源の公的所有については交渉対象から 除外することを提案する。

#### B. 市場アクセス及び内国民待遇

- ○公益的課題に留意しつつ、可能な限りの広範囲の市場アクセスと内国民待遇について交渉を検討すべきである。
- ○各地方政府が、加盟国市場の経済実態に即し、市場全体としての市場アクセスや内国民待遇を改善する ことを、中央政府(独立の規制機関を含む)は保証すべきである。
- ○エネルギー・サービス固有の資機材の設置、エネルギーに関する専門知識を有する技術者の移動に関する障壁を撤廃する適切な議論が行われることを期待する。

#### C. 規制の枠組みの検討

○ネットワークの公平・公正・透明な利用の視点も踏まえた、競争環境の整備に資する国内規制の枠組み の有用性を検討することが有用である。

#### (3) 最近の動向

#### ①継続交渉

ウルグアイ・ラウンド交渉時に各国間の合意が成立しなかった海運、金融、基本電気通信の3分野については、ウルグアイ・ラウンド終了後も継続して交渉を行うこととされた。それに伴い、開発途上国側の要求により人の移動についても継続交渉事項とされた(図表11-7)。

その後、人の移動については1995年7月に早々 に交渉が終結した。

海運については、ウルグアイ・ラウンドでは国際運送を行う外航海運のほか、貨物取扱業等の海運補助サービス及び港湾利用を対象に交渉が行われたが、内航海運については、多くの国が自国籍船舶に留保している現状であることから交渉の対象外とされた。継続交渉となったが、最後まで米国が約束表のオファーを行わなかった等の理由により交渉が全く進展しなかったため、1996年6月に交渉を中断すること及び2000年から開始された次期サービスラウンドとともに交渉を再開することが決定された。各国は、交渉が終結するまでは現在の規制水準を現状維持することとなっている。

金融については、1995年7月の暫定合意を経て、1997年12月に、70か国の参加を得て最恵国待遇ベースの合意が達成された。これを受けて第5議定書が成立・発効し、67か国が受諾した。これにより米国、EUの他、アジア、南米の主要開発途上

国からも金融サービス分野の高水準の改善約束を含む恒久的な合意を得ることができた。

基本電気通信については、当初の期限であった 1996年4月から大幅に遅れたものの、1997年2月 に、69か国の参加を得て最恵国待遇ベースの合意 が成功裡に達成された。翌年2月に、第4議定書 (受諾期限や発効手続を定めたもの。各国が提出 した追加的な自由化約束が本議定書に附属されて いる)が発効し、合意が実施に移された。

#### ②シアトル閣僚会議までの動き

このほか、サービス協定においては、次期ラウンドを待たずに引き続きいくつかの事項について 検討を行うこととされた。

まず着手されたのは自由職業サービスに関する 規律の作成である。このうち、比較的世界的な共 通化が進展している会計士分野について先行して 作業を行うこととされ、検討のために設置された 自由職業作業部会において、会計士資格の相互承 認協定を結ぶためのガイドラインの策定(1997年 5月)、貿易の障害になっている事項に関する会 計士に関する多角的規律(透明性、免許要件、資 格要件、資格手続、技術上の基準等について一般 的、抽象的、中立的に規定したもの)の作成 (1998年12月)が行われた。

その後、会計士分野のみに3年も要したことや、 国内規制に係るサービス協定第6条4項は対象を 自由職業サービスに限定していないことなどか ら、自由職業サービスを含むサービス業全体の規律を議論することを求める声が強くなった。その結果、1999年4月に自由職業作業部会を発展改組し、新たに国内規制作業部会を設立し、自由職業分野を含むサービス業全体の国内規制に関する規律策定について議論がなされている。

また、サービス分野における政府調達、セーフガード及び補助金のルールの取扱いについては、GATSルール作業部会においてそれぞれ議論が行われてきた。特にセーフガードについては、何らかのセーフガード措置が必要と主張する国と、セーフガード措置を是認するにあたっては、その要件を厳格に規定し、かつ運用することが可能でなければならないとの立場の国との間で意見が分かれた。そのため、交渉期限を再三にわたり延長し、引き続き議論が行われている。

その他特定約束委員会においては、サービスの 分類の改訂、約束表の記載を行う際の指針となる スケジューリングガイドラインの改訂等について 議論が行われてきた。このうち、分類の改訂につ いては、現行の事務局分類の改訂の必要性(問題 点の洗い出し等)、新サービスの取扱い等につい て議論がなされている。

#### ③サービス交渉の開始

サービスの自由化交渉(特定約束交渉)は、農業と同様に、ウルグアイ・ラウンド最終合意において次回のラウンド開始を待たずに交渉を開始することが決められたアジェンダ(いわゆる「ビルト・イン・アジェンダ」)として、2000年初めから交渉が開始されることが決まっていた(サービス協定第19条)。シアトル閣僚会議以降、当初は必ずしも議論が順調に進まなかったが、一年近くにわたる議論を経て2001年3月に、交渉の目的、原則、範囲、方法等を定めた「交渉ガイドライン」が策定された。

その後、2001年11月のドーハ閣僚会議において、 サービス交渉は他の交渉事項とともに包括ラウン ドの中で扱われることになり、2005年12月の香港

閣僚会議において、質的目標、及び、プルリ交渉 の導入に合意。また、共同リクエストの提出を 2006年2月末以降のなるべく早いタイミングに、 再改訂オファー提出を7月末に、最終約束表の提 出期限を10月末とする一連のタイムラインにも合 意した。この香港での合意に基づき、2006年2月 から3月にかけて共同リクエストが提出され、7 月末の再改訂オファー提出に向けた交渉が行われ ていたが、7月末に交渉全体が中断したことを受 けて、再改訂オファーの提出期限も無効となった。 その後、2007年に1月に交渉が本格的に再開され、 次期改訂オファー提出期限の再設定及びそのオフ ァーに含まれるべき自由化内容の指針について、 各国より来るべき閣僚会合時のテキスト案として 提案がなされ、2008年2月にはサービス交渉議長 による議長報告書が、また5月には改訂議長報告 書が発出された。同報告書は実質的なサービステ キスト案であり、同年7月のWTO非公式閣僚会 合前に一部の国を除き次期オファーの指針等に関 し合意が見られたものの、他の分野を含めた閣僚 会合全体で合意に到らず、引き続きテキスト合意 に向けた議論が現在も続けられている。なお、農 業・NAMAのモダリティ合意を直前に控え、今 次ラウンドにおけるサービス分野での成果を閣僚 同士で示唆しあうシグナリング会合が2008年7月 の閣僚会合時に開催され(我が国から甘利経済産 業大臣(当時)が出席)、先進国・途上国問わず、 多くの国が主要サービス分野において前向きな発 言を行い、サービス分野での交渉の進展を確認し た(会合の結果については、個々の国名を明記し ない形で同会合を主催したラミー事務局長からの 報告という形で概要が配布されている。WTO文 書: JOB(08)/93)

<図表11-7> 継続交渉分野の取扱い

	金 融	基本電気通信	海運	人の移動
現状	1997年12月13日に 交渉終結 (1999年3月1日 発効)	1997年2月15日に 交渉終結 (1998年2月5日 発効)	1996年 6 月交渉中 断を決定2000年サ ービス交渉ととも に交渉再開 (交渉終結まで現在 の規制水準維持)	1995年7月28日に 交渉終結 (1996年1月30日 発効)

#### (4) 経済的視点及び意義

サービス産業は、現在、多くの先進国において、 国内総生産の約6割から7割、就労人口全体の約6割から7割を占めるに至っているなど、各国経済の重要な要素となっている。本章の冒頭でも述べたとおり、このような「経済のソフト化」あるいは「経済のサービス化」といった現象は程度の差こそあれ、開発途上国を含めた趨勢となっている。

#### ①生産要素の移動

サービス貿易の大きな特徴は、物品の貿易と異なり、資本、労働、技術、経営資源等の生産要素の移動を伴うことにある。つまり、サービス貿易は、供給者の消費地への移動(消費国における企業の設立による提供(資本の移動)、自然人の移動による提供)や、消費者の供給地への移動(機械の海外での修理や観光のための海外旅行等)の形態をとることが多い(もちろん、映像、ソフトウェア等の越境移動のように供給者、消費者の双方とも移動せずに国際取引が行われる場合もある)。また、物品と異なり在庫が持てないという特徴もある。

生産要素たる資本、労働力、技術、経営のノウハウ等の移動を伴うサービス貿易の増加は、異なる国の生産要素の新しい結びつきを生み、生産性を向上させる機会を生み出すが、国内経済への影響は大きく、影響の程度は、直接投資、労働の移動等その形態により異なる。

直接投資については、質的により高い競争者の 参入による場合が多く、当該国のサービス産業の 効率性の向上、消費者選択における多様性の増大 等の効果があり、サービス産業の競争及び国際分業を促進し、消費者の経済的便益を向上させ、時には当該国の商慣行をも変える。この場合、既存の国内サービス産業が競争に淘汰され、雇用市場にマイナスの影響を与える場合もあるが、新規需要の創出、新しいサービス産業の進出の場合には逆に雇用機会の創出につながる。

労働者の移動については、より直接的に労働市場に影響を与えることとなる。例えば、低賃金国から高賃金国への非熟練労働の移動が行われた場合においては、サービス生産者は、安価な労働力を活用することにより、より安価なサービスを提供することができることとなる。他方、これら海外からの非熟練労働は、国内の労働者と直接的に競合することになり、移動の規模によっては大きな社会的コストが生ずる可能性がある。

#### ②サービス産業効率化の波及

サービス分野の自由化を考える場合には、金融、運輸、通信、流通、建設、エネルギー等のサービスが、他の産業への投入であることが多いことにも留意する必要がある。サービス産業における効率化は当該分野のみならず他のサービス分野や製造業における生産の効率性にも影響を及ぼす等波及効果が大きいので、サービス貿易の利益は、当該産業の合理化にとどまらない。このようにサービス貿易の自由化は、短期的には既存のサービス提供者の一部の淘汰を伴うことはあり得るものの、サービス消費者の厚生の向上には確実に結びつき、長期的には、当該サービスの提供者の生産性及び競争力の向上のみならず他の生産者の生産

性及び競争力の向上に貢献する。サービス貿易の 自由化は、経済的に優れた効果があるため、規制 を要する分野においても、透明性、手続の公平性 を確保し、公平な競争条件を確保する必要がある。

# 2. 主要ケース

# (1) カナダ─自動車に関する措置(DS139, 142)

カナダ政府の自動車に関するオートパクトを前提とした優遇措置は、卸売サービスに関して、サービス協定の最恵国待遇(サービス協定 第2条)及び内国民待遇(サービス協定 第17条)に違反するとして、日本はEUとともにパネルを争った。パネルでは、日本の主張がほぼ全面的に認められたが、2000年5月に提出された上級委員会の報告書では、本措置がサービスに影響があるとのパネル認定については、証拠不十分としてパネルの結論を覆している。しかし、カナダ政府は、パブリックコメントを経て2001年2月18日付で優遇措置を撤廃する行政命令を施行した(詳細については、第1章「最恵国待遇」カナダの自動車に関する措置を参照)。

# (2) メキシコ—電気通信サービス (DS204)

メキシコは国際電話サービスの提供を複数の通信事業者に許可しているが、国際長距離電話サービス提供規則により「特定国との交渉に先立つ直近の6か月において、長距離電話市場で最大のシェアを持つ長距離サービスの譲許取得者が、当該特定国の電気通信事業運営体と清算料金について交渉するものとする。」と規定していた。そのため、実際は市場の6割を占めるTELMEX社が排他的に国際清算料金(accounting rate systems for settling interconnection rates with carriers from certain countries)の交渉を行っており、メキシコの通信事業者はTELMEX社が交渉した料金を適用することになっていた(同一計算料金制度)。米国は、このようにして設定された国際電

話の終点における清算料金は、コストに基づくも のではなく、また、独占交渉制度や同一計算料金 制度は、非合理なものであり、主要なサービス提 供者による反競争的行為を許すものであるとし て、メキシコが約束している参照文書(「反競争 的行為の防止」、「確保すべき相互接続」)に反す ると主張していた。更に、cross-borderにおける 専用線の利用を拒んでいるメキシコの方針は、専 用線についての合理的な条件でのアクセスを確保 するべきとしたサービス協定の「電気通信に関す る附属書」上の義務にも反するとして、2000年8 月に協議要請を、また同年11月にパネル設置要請 を行った。その後2002年4月17日に正式にパネル が設置され、我が国も本パネルに第三国参加した ところ、2004年4月、パネルはメキシコのサービ ス協定違反を認め、加盟国にパネル報告書が配布 された。この結果を受けて、メキシコは2004年8 月に新しい国際長距離電話通信規則を発表し、同 年6月の米墨間合意を実行した。

#### (3) 米国<br/> 一賭博サービス (DS285)

米国はオンラインの賭博サービスについて規制をしている。2003年3月、アンティグア・バーブーダが米国によるオンラインの賭博サービスの提供についての規制を、米国が行った娯楽サービスについての自由化約束(モード1 (=越境取引)について「制限なし」)に反し、サービス協定第16条(市場アクセス)、第6条(国内規制)、第11条(支払い及び資金移動)及び第17条(内国民待遇)に違反しているとして、WTO上の協議要請を行った。同年6月、アンティグア・バーブーダはパネル設置を要求し、パネル審理を経た結果、パネルはアンティグア・バーブーダの主張のう

#### 第II部 WTO協定と主要ケース

ち、米国のサービス協定第16条違反を認め、2004年11月に加盟国にパネル報告書が配布された(パネルはその他の条項に対する違反については判断をしなかった)。これを受けて両当事国は2005年1月に上訴し、同年4月、上級委員会は改めて米国の第16条違反を認定した。

その後、米国が勧告実施のために採った措置の 有無及びサービス協定との整合性について当事国 間で意見の相違があったため、DSU第21.5条に基 づく履行確認パネルが設置。審理の結果、米国が 勧告を実施していないとのパネル報告書が2007年 3月30日に配布、5月22日にDSBで採択された。 これを受けて、同年6月21日、アンティグア・バ ーブーダはDSU第22.2条に基づき対抗措置の承認 を申請(GATS及びTRIPS協定に基づく譲許その 他の義務の停止)したが、同年7月23日の米国の 要請を受けて、対抗措置の規模について仲裁への 付託が行われた。同年12月21日に、対抗措置の規 模は大幅に減額(アンティグア・バーブーダの主張する年間34億4,300万米ドルから、年間2,100万米ドルに減額)されたものの、アンティグア・バーブーダのGATS及びTRIPS協定に係る対抗措置を認める仲裁人の報告が出された。

一方、米国は同年5月8日、GATS第21条に基づき、賭博サービス(gambling and betting services)を約束表から除外する修正手続を行う旨、加盟国に通知。関係国は自国の利益が本通報提案によって影響を受けうる場合、当該影響を受ける国からの要請に基づき、米国との補償交渉を行うことができるが、米国との間で協議が整わなかったとして、アンティグア・バーブーダ及びコスタリカは2008年1月、必要な補償についての仲裁判断を要請した(その後、コスタリカは米国の補償提案内容に合意し事務局に交渉完了・裁定中断通知。アンティグアと米国の仲裁手続は合意の上中断されている)。

# ● GATSと音響・映像サービス

#### (1) 音響・映像サービスを巡る議論

#### (1)ウルグアイ・ラウンドにおける議論

音響・映像をはじめとする文化関連サービスを巡 っては、ウルグアイ・ラウンドにおけるGATSの協 定文策定の交渉時から、交渉参加国の間で対立があ った。すなわち、EU、豪州、カナダ等は、音響・ 映像サービスは固有の言語、民族の歴史又は文化的 遺産の維持・伸展に重要な役割を果たすものであ り、「文化的価値」の保護のための措置は、GATS の例外として認めるべきと主張した。これに対し、 我が国及び米国等は、サービス貿易の主要な分野の 1つである音響・映像サービスを「文化的価値」と いう曖昧な概念を理由にGATSの対象外とすること は不適当であると反対。結局、協定の規定において は「文化的価値」の保護のために必要な措置をサー ビス貿易自由化の例外とはしない一方、EU等の文 化保護を主張する国々は、音響映像分野の約束を一 切しない(MFN免除登録及び市場アクセス、内国 民待遇に関する約束の留保)こととなった。

#### ②今次ラウンドの状況

EUをはじめ文化保護の重要性を強調する国々の態度は依然として強固ではあるものの、「いかなるセクターも交渉からアプリオリには排除されない」という原則は、2001年策定の交渉ガイドラインにおいて確立されており、音響・映像分野についても今次サービス交渉の対象である。我が国、米国、香港、台湾等の音響・映像サービス関心国は、前述の原則に照らして当該分野の約束が少しでも改善されることを目指して、音響・映像フレンズを結成し、連携をとっている。

#### ③ユネスコ「文化多様性条約」

「文化の多様性の確保」を最優先課題の1つとするユネスコは、2001年の第31回総会において、世界の多様な文化をグローバリゼーションに伴う画一化の危険から守り活かしていくことを旨とする「文化多様性に関する世界宣言」を採択した。その後、シラク仏大統領(当時)は、2002年のヨハネスブルグ・

サミットにおいて、グローバリゼーションの進展の中で各国の文化を保護する必要があるとの基本的な考えの下、「文化的多様性は、言語の急速な消滅、及び製品、法規範、社会構造やライフスタイルの画ー化により脅かされている」として、上記「文化多様性宣言」の国際約束化、すなわち文化多様性条約の策定を目指すことを表明した。仏・加など条約策定推進派53か国の文化担当大臣の非公式なネットワークであるINCP(International Network on Cultural Policy)は、独自に文化多様性条約案を起草した。

2003年10月には、第32回ユネスコ総会において、 「文化的コンテンツ及び芸術的表現」の多様性の保 護を目的とし、「文化多様性条約」の策定に取り組 むことが決定され、2005年10月の第33回総会におい て同条約が採択された。これまでに、カナダ、メキ シコ、インド、フランス、オーストリア、スペイン 等が批准を行っており、30番目の批准書が寄託され た後3か月後に発効するという条約の規定に従い、 2007年3月18日に発効、12月10~14日には第1回政 府間委員会会合が開催された(我が国は同条約未批 准のためオブザーバー参加)。我が国としては、本 条約に基づく措置が、WTO協定を始めとする他の 国際約束と抵触すべきではないこと、及び情報・文 化の国際的な自由な交流・流通が妨げられるべきで はないことの二点が確保されるよう議論に参加して きたところであり、発効後の運用についても注視し ていく必要がある。

#### (2) 各国の規制

第I部で取り上げたEUの措置のほか、その他の加盟国における音響・映像サービスの規制につい、主なものは以下のとおり。

#### ①豪州

豪州のテレビ放送のライセンス業者は、番組の放 映において、国産番組の最低放映時間数の枠と、各 種類の番組の放映時間数の枠を必ず満たさなければ ならない。

#### (a) テレビ放映・広告に係る規制

・テレビ放映に関する規制

豪州の民放テレビ放送局は、「Broadcasting Services (Australian Content) Standard 2005」により、国産番組の放映時間(6:00~24:00の時間帯)が55%以上を占めるようにするとともに、各種番組(ドラマ・ドキュメンタリー・子供番組など)の放映時間数の枠を必ず満たさなければならない。

#### ・テレビ広告に関する規制

テレビ広告についても、「Australian content standard in advertising (TPS) 23」により、国産コマーシャルが80%以上を占めるように規制されている。

#### (b) 1992年放送法

2006年10月18日、「Broadcasting Services Act 1992」のMedia Ownershipの改正法案が下院を通過(上院通過は10月12日) し、外資制限の撤廃、相互所有(クロスメディア)規制の撤廃が図られることとなった。

また、外資によるメディア企業の株式保有制限が 撤廃され、財務相の事前認可(国益に反するか否か で判断)のみとなった。

#### <従来の外資制限>

- ・民法テレビ局の株式は単独で15% (外資合計で 20%) まで
- ・有料テレビ局は単独で20%(合計で35%)まで
- ・全国紙・大都市圏紙は単独で25%(合計で30%)、 地方紙は50%未満

更に、現在禁止しているメディア(有料テレビ放送を除く)の相互所有を解禁し、単一企業がテレビ局・ラジオ局・新聞社を同一地域内で複数所有することが可能となった(但し、都市部では5つ以上、地方部では4つ以上のメディア系列を残すことが条件)。

#### ②カナダ

カナダは、文化産業保護政策として、書籍、定期 刊行物、映画、ビデオ、音楽、放送等に関する産業 に対して、保護措置をとっている。その趣旨は、自 国の当該産業が、隣国米国との激しい競争にさらさ れ、コスト的に競争できないが故に米国に支配され てしまい、カナダの国としてのアイデンティティー も脅かされる事態を防ぐという問題意識に根ざして いる。

カナダ政府は、1999年、文化産業における外国資本投資の審査はカナダ投資局からカナダ遺産省に移管され、カナダ遺産大臣は、映画、ビデオ、音響、書籍、雑誌におけるカナダの文化コンテンツの多様性を促進するための制度、配給を指示する政策をとっている。具体的には以下のような規制が存在する。

#### (a) コンテンツ割当規制

ラジオ放送(放送する音楽の35%はカナダ製)、 テレビ放送(39%はカナダ番組)、書籍販売(売上 の53%はカナダ書籍)等、ほぼすべての文化産業に コンテンツ割当規制が存在。

#### (b) 補助金、税制優遇制度

カナダ遺産省では継続的にカナダコンテンツを含む映画や芸術、書籍を製造する企業・個人に対して、補助金や税制優遇という形で資金援助を行っている(例:Canadian Film or Video Production Tax credit (FTC) Program:カナダコンテンツを含む映画制作する企業に対しては人件費の25%を税還付)。

#### ③中国

#### (a) アニメ放送規制

2006年8月7日、中国国家放電総局は、「未成年

の思想道徳の建設」及び「国産アニメ産業の繁栄」 を目的として、ゴールデンタイムのアニメ放送に係 る規制を盛り込んだ通知を発出。規制の概要は次の とおり。

- (a) 2006年9月1日以降、毎日17時~20時の間は外国アニメを放送してはならない。
- (b)各アニメチャンネルは、毎日17時~20時の間は 国産アニメを放送しなければならない。
- (c) 2006年9月1日以降、アニメチャンネル等の未成年を主要な対象とするチャンネルでは、国産アニメの輸入アニメに対する比率は7:3を下回ってはならない(それ以外のチャンネルについては、従来どおり6:4)。

2008年2月20日、中国国家放電総局は、上記(a)及び(b)の放送時間帯につき、2008年5月1日以降、毎日17時~21時に延長された。

#### (b) 映画制作会社・映写会社への投資規制

2006年12月29日、中国は文化安全の維持、文化産業発展の保護と促進を図るべく、文化多様性条約を批准した。また、『外商投資産業指導目録(2007年修正)』(国家発展改革委員会、商務部2007年10月)において、「外資による映画制作会社や映写会社への投資を禁止」する規定が新たに設けられた。

# **●会体** GATSと「人の移動」

#### 1. ウルグアイ・ラウンドにおける交渉背景

ウルグアイ・ラウンド交渉時、サービス取引の態様として①「サービス提供の越境」、②「消費の越境」、③「生産要素の移動」の3つに加え、労働力の輸出をサービスの提供と考え、自国内の労働者を先進国へ入国させる自由を確保しようとする開発途上国は、④「労働の越境移動」を1つの態様として加える旨を要求した。これに対して先進国は、サービスの貿易が外国資本と労働者の進出を伴うものである以上、協定が「人の移動」に関する規律自体を定めることは受け入れる(このように「人の移動」は第4の態様として取り上げられたため、一般に「第4モード」と呼ばれる)ものの、「労働移動」の

自由化には入国管理政策の変更が必要になるとして 反対した。

「人の移動」に関する規律を設けること自体が、その自由化を保障するとは限らない。他の態様と同様、一部の原則を除けば、あくまで自由化の程度は各国の約束に委ねられるためである。先進国側は企業内転勤(外国の本社と自国の子会社間の従業員の移動)の自由化について約束を行うとしたが、海外に拠点を置く余力のない企業がほとんどである開発途上国はそれではメリットがないとして、拠点を有さない自然人についても外国企業との契約によって雇用される場合には受入れを行うよう主張した。

こうした先進国・開発途上国の溝はウルグアイ・

ラウンドの終了までには十分に埋まらず、「金融」とリンクする形で、「人の移動」についても継続交渉がなされることとなった。その結果、1995年7月21日にはGATSと不可分一体を成すものとして第4モードの適用範囲及び加盟国に出入国管理に関する措置を採る権利を認めた「サービスを提供する自然人の移動に関する附属書(人の移動に関する附属書)」が採択されるに至り(1996年1月30日発効)、また、1995年7月28日には豪州、カナダ、インド等が第4モードにおける約束範囲の拡大及び滞在期間等の延長を含んだ約束表の改訂を行った。

#### 2. GATSにおけるルール

#### (1) 適用範囲

GATSにおける「人の移動」の適用範囲は、第1 条(適用範囲及び定義)及び「人の移動に関する附 属書」に規定されている。

第1条では、「サービスの貿易」の4つの取引の 態様(モード)の1つとして、「いずれかの加盟国 のサービス提供者によるサービスの提供であって他 の加盟国の領域内の加盟国の自然人の存在を通じて 行われるもの」(人の移動)が規定されている。

「人の移動に関する附属書」では、「加盟国がその領域への自然人の入国又は当該領域内における自然人の一時的な滞在を規制するための措置」、すなわち出入国管理措置を加盟国の権利として認める一方、「加盟国の雇用市場への進出を求める自然人」、すなわち、雇用を求めて移動する労働者に影響を及ぼす措置、及び「永続的な市民権、居住又は雇用に関する措置」については、対象外としている。

#### (2) 規律の概要

他のモード同様、第4モードについても、すべての分野に適用される義務(「最恵国待遇」の義務(GATS第2条)、「透明性」の義務(同第3条)、行政上の決定について法的救済を保証する義務(同第6条2)等)があり、また、同第16条(市場アクセス)及び同第17条(内国民待遇)に基づく約束内容に応じた義務が各加盟国に課される。

#### GATS「この協定に基づきサービスを提供する自然人の移動に関する附属書」

- 1. この附属書は、サービスの提供に関し、加盟国のサービス提供者である自然人及び加盟国のサービス提供者が雇用する加盟国の自然人に影響を及ぼす措置について適用する。
- 2. この協定は、加盟国の雇用市場への進出を求める自然人に影響を及ぼす措置及び永続的な市民権、 居住又は雇用に関する措置については、適用しない。
- 3. 加盟国は、第三部及び第四部の規定に従い、この協定に基づきサービスを提供するすべての種類の 自然人の移動に適用される特定の約束について交渉することができる。特定の約束の対象とされる自 然人については、当該約束の条件に従ってサービスを提供することを認める。
- 4. この協定は、加盟国がその領域への自然人の入国又は当該領域内における自然人の一時的な滞在を 規制するための措置(自国の国境を保全し及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保する ために必要な措置を含む)を適用することを妨げるものではない。ただし、当該措置が特定の約束の 条件に従って加盟国に与えられる利益を無効にし又は侵害するような態様で適用されないことを条件 とする。

#### 3. 各国の第4モード約束方法

ウルグアイ・ラウンドの結果、「人の移動」を GATSの規律の対象に含めることとなったものの、 上記1で述べたとおり、実際にどの程度まで認める かは、各加盟国が約束表の中で各々決めることとさ れた。現在、大半の国は、「第4モード」の約束を各サービス分野においてそれぞれ行うのではなく、「分野横断的な約束(horizontal commitment)」欄において包括的に規定している。その主な類型は、次のとおりである。

#### 1企業内転勤

日本への入国・一時滞在の申請を行った日の直前の1年以上の期間にわたって日本以外の加盟国の法人において雇用されていた自然人が、同法人の日本支店又は法人に5年を上限として転勤して、①長として支店を管理する活動、②役員又は監査役として法人を管理する活動、③法人の一又は二以上の部門を管理する活動、④物理学、工学その他の自然科学に関する高度の技術・知識を要する活動、⑤法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の知識を要する活動を行うことが認められている。

#### ②業務連絡(短期滞在)

業務連絡(サービスの販売のための交渉を含む) その他類似の活動が90日以内の期間認められる。但 し、日本国内から報酬を得ないこと、一般公衆への 直接販売や直接のサービス提供を行わないことが条 件となる。

#### ③自由職業サービス(独立の専門家)

日本への入国・一時滞在の申請を行った日の直前の1年以上の期間にわたって日本以外の加盟国の法人において雇用されていた自然人が、5年を上限として日本に転勤して、弁護士、外国法事務弁護士、弁理士、海事代理士、公認会計士、税理士としてサービスを提供することが認められる。ただし、弁護士ならば、日本の弁護士資格を取得しており、弁護士登録をしていることが条件となるなど、必要な資格要件を満たしていることが必要である。

なお、我が国の出入国管理及び難民認定法は、在 留資格付与に際しての要件を記載しているが、係る 出入国管理のための措置は、明示的に留保を行って いない場合であっても、特定の約束によって各加盟 国に与えられる利益を無効化し又は侵害していない 限り実施することができる。

#### (分野横断的約束における主な類型)

分野横断的約束( おける主な類型	消費国	提供国	事例
1. 企業内転勤 (Intra-Corporate Transferees: ICT)	(●サービス提供者 支店) ◇サービス 消費者 ◆ ●自然人	(例) 経営者、管理者、 高度技術者	
2.短期滞在 (Business Visitors: BV)	出張・渡航 ◆自然人 ←	本社 (●潜在的サービス提供者)	(例) 商談などの業務 (この時点で報酬 を得ない活動)
3. 独立の専門家 (Independent Professionals: IP)	<ul><li>◇サービス 消費者</li><li>○サービス提供者)</li></ul>	一時的滞在 	(例) 外国の消費者と の契約に基づき入 国する独立のコン ピューター技術者
企業 4.契約に基 づくサー ビス提供		供契約→→ (●サービス提供者)	(例) 企業と企業の契約に基づき派遣されるコンピュータ技術者従業員
者 (Contractual Service Suppliers) 個人 契約	S ***	共契約 → [◆自然人]	(例) 企業と独立のコンピューター技術者の契約に基づき入国する独立のコンピューター技術者

### 電子商取引の議論と主要論点

※EPAにおける電子商取引章含めた電子商取引全般のルールについては第III部7章電子商取引の項参照
①WTOにおける電子商取引に関する主要論点

WTOでは、電子商取引について、新しい取引形態であること、国境を越える取引を伴うことが多いこと等から、WTO協定との関係について議論が進められている。具体的に検討の対象となっている主な論点を挙げれば、以下のとおりである。

#### a. デジタルコンテンツの協定上の取り扱い

電子商取引は、財、サービスの流通構造に大きな 変革をもたらしつつある。特に、契約、決済の電子 化にとどまらず、オンラインを用いて財、サービス を送信する商形態が進展しつつあり、国際的な流通 市場を構築しようとの動きもある。

こうした新しい商形態をWTO協定上どう取り扱うかについては、まず、いわゆるデジタルコンテンツの分類問題が議論されてきている。デジタルコンテンツを売買する際、その代価は物の購買料か、サービスの対価か、知的財産権の使用料かという分類いかんにより、適用されるべき規律が異なってくる。また、本質的に同じモノが物理的に流通する場合とネットワーク上で流通する場合とで差別的な取り扱いがある場合は、貿易歪曲効果を生じさせるとの指摘もなされている。

本件についてEUは、デジタルコンテンツの提供 はサービスの範疇に含まれ、サービスの提供を規律 するサービス協定が適用されるべきであり、提供の 手段が、例えば放送サービスによる場合と電子商取 引による場合とで差を設けるべきではない(技術中 立性を保つべき)と主張している。

我が国の立場は、デジタルコンテンツがキャリアメディアに記録されて越境取引される場合にGATTの規律対象になるケースにおいては、同様のデジタルコンテンツが仮にインターネットを通じて配信される場合にも、GATTに適用されるような、最恵国待遇、内国民待遇及び数量制限の一般的廃止といった原則が適用されることが不可欠であるというものである。米国も同様に、デジタルコンテンツに適用

される規律は、GATTかGATSかという狭い議論ではなく、電子商取引の発展という目的に適うことが重要であり、現在与えられている市場アクセスの程度を後退させるような決定を行うべきではないと主張している。このような観点からは、EUの「電子商取引にサービス協定の規律のみを適用すべき」との主張は、サービス協定の155分類のサービス分類中、特に映像・放送サービスに係る文化的理由を付した最恵国待遇免除登録及び市場アクセス・内国民待遇に関する留保を、電子商取引に適用することを狙うものではないかとの懸念を有している。デジタルコンテンツの概念についてはなお整理が必要であるが、電子商取引の推進のためには、内国民待遇、最恵国待遇、数量制限の禁止といったWTOの基本原則の適用が最大限確保されるべきである。

#### b. 電子送信に対する関税賦課問題

従来、CD-ROM等の媒体に格納され、モノの形で取引されてきたデジタルコンテンツがオンライン上で取引された場合の課税を考えた場合、これらの取引を徴税機関が捕捉することは物理的に非常に困難であるという問題がある。また、電子送信行為を課税の対象とし、送信量(通信ログ等により算出)に基づき課税しようとしても、デジタルコンテンツそのものの価値と送信量は必ずしも比例しないことから、実際のコンテンツの価値の評価とは無関係に課税されるという問題が生ずる。

このように、電子送信に対する関税賦課には技術的な問題があることに加え、電子商取引の発展のために、自由な取引環境を確保する必要があるとの観点から、インターネット取引に関税を賦課すべきではないとの国際合意を形成すべきとの声が高まってきた。

その結果、1998年の第2回WTO閣僚会議において、「グローバルな電子商取引に関する閣僚宣言」が合意され、その中に、「次期閣僚会議(1999年)まで電子送信(electronic transmission)に対する関税を賦課しないという現在の慣行を継続する(関税不賦課のモラトリアム)」旨記載された(なお、

物品の配送が物理的に行われる場合には、通常の取 引同様関税賦課の対象となる)。

この関税不賦課のモラトリアムの取り扱いについては、1999年の第3回WTO閣僚会議が決裂した結果、合意がない状態が続いていたが、2001年11月のカタール・ドーハでの第4回WTO閣僚会議において、第5回閣僚会議までの延長が宣言された。しかしながら、その後、2003年9月のカンクンでの第5回閣僚会議が決裂し、この関税不賦課のモラトリアムは延長されていなかったが、2004年7月末の一般理事会合意により2005年末の香港閣僚会議までモラトリアムは延長されることで合意された。その後、第6回WTO香港閣僚会議においても、次回閣僚会議までのモラトリアムの継続が宣言された。

# c. 財政的インプリケーション (Fiscal implications of e-commerce)

電子商取引には、生産・消費がなされた場所の把握が困難であり、伝統的な国家の徴税管轄の概念と実態とをどう調和させるかという問題がある。特に開発途上国からは、電子商取引の発展により、課税面での国家の歳入が減少するのではないかとの懸念が表明されている。開発途上国の理解を得るためにも、電子商取引の振興を図ることによって国家経済全体に与えるプラスの効果と、課税面で国家の歳入に与えるマイナスの影響等につき更なる検討が必要である。

#### d. 我が国の取組

電子商取引の更なる発展と国際的に調和された環境整備のための具体的なルール作りの重要性に鑑み、我が国はWTOの場において積極的に議論に参加してきた。具体的には、経済産業省(旧通商産業省)は、電子商取引とWTOを巡って今後検討が必要な論点を示し、議論を提起することを目的として、2000年6月に通商産業省第1次提案、同年10月に第2次提案を、更に2001年6月に経済産業省提案を公表した。

提案の概要は以下のとおり。

#### ―基本的考え方

電子商取引は、これからの世界経済において、国際的な情報格差を解消し、世界的な「eQuality」を実現するための新たな力強い手段である。ここで挙げた「eQuality」には、情報化社会に生きる人々にとって、「公平性(equality)」や、「生活の質(quality of life)」の確保が必要不可欠であるという、強い信念が込められている。この「eQuality」の確保を課題とした本提案の思想は、2000年7月の九州・沖縄サミットで発出されたIT憲章及び2001年1月に施行された高度情報通信ネットワーク形成基本法(IT基本法)の理念とも呼応するものとなっている。

また、本提案においては、3つのバランスの確保 が念頭に置かれている。

第一は、企業及び消費者双方の利益のバランスである。すべての国が等しく情報化社会の「eQuality」を確保するにあたっては、企業活動が消費者の利益を損なうことがないよう、加盟国が消費者及び産業界双方の利益を考慮した上で、政策を着実に実施することが求められる。

第二に、先進国と開発途上国のバランスある発展が挙げられる。まずは信頼性が高く安定したネットワークを全世界的なレベルで確保し、先進国・開発途上国双方において電子商取引の発展する機会を与えることが重要である。更に情報社会への移行に向け、自由化と円滑化を進めるだけでなく、社会的、文化的事情をも考慮しつつ、一貫性を持った環境を作ること、キャパシティ・ビルディングによる開発途上国双方にとっての「eQuality」の確保につながる。

そして、第三に、自由化とルールのバランスの確保である。ネットワーク経済においては各国の自由化によって、企業は国際的な活動の幅が広がり、経済活動が活発化する。一方で、情報経済においては、グローバル企業による国際的な寡占状態が発生しやすいと指摘されており、自由化後の市場において、公正な競争が行われることが、自由化のメリットを享受する必要条件となる。また、活力あるサイバー空間の構築のためには、誰もが安心して参加できる

ような市場環境の整備に向けたルール作りが不可欠である。電子商取引の自由化の促進と必要な消費者保護、信用秩序の維持等についての法的環境とのバランスを考慮すべきである。

#### ─本提案で提起した主な具体的論点

#### ・電子商取引委員会の設置

更に検討を進めていくために、一般理事会の下に 電子商取引委員会を設置することを提案。同委員会 では、各理事会における交渉の進捗のマンデートを フォローしながら適宜ガイダンスを行うとともに、 自らも各理事会のマンデートを超える分野横断的問 題を中心として検討作業を行う。

#### ・電子商取引関連分野の自由化

国境を越えて行われる電子商取引は、通信、決済、物流等の関連サービスが国境を越えて提供されることによって行われるものであり、これらの関連サービスの市場アクセスの確保が不可欠である。国境を越えて行われる電子商取引に密接に関連するサービス貿易の自由化の促進の観点から、我々は交渉を円滑に進める上で適切な範囲のサービスを「電子商取引クラスター」とすることを支持する。

#### • 国内規制原則

電子商取引の発展によって、企業による複数国への参入が容易になった反面、各国国内規制の問題が顕在化している。各国が政策目標を実現するために導入した様々な国内規制が、国境を越えた電子商取引を阻害し、貿易制限的効果を有する場合がありうる。電子商取引の更なる発展のためには、各国で行われている国内規制を必要最小限のものとして統一することが望ましい。電子商取引に関する国内規制原則として、客観性・透明性・必要(最小限)性が担保されるべきであり、この他に追加されるべき原則とこれらの原則の判断基準の策定に向けて検討すべきである。

#### ・開発途上国へのキャパシティ・ビルディング

電子商取引の発展の恩恵が開発途上国にも均霑されるために、WTO及びメンバー国にできる開発途上国支援を検討する。具体的には、技術協力、インフラの整備、緊密な政策対話による情報・経験の共

有、APEC等の地域的枠組みを利用した協力などが 考えられる。

#### ②WTOにおける検討の経緯

WTOにおける電子商取引に関する検討の経緯を まとめると以下のとおりである。

## a. 第2回WTO閣僚会議における作業計画策定の 決定(1998年5月)

1998年5月にジュネーブで行われた第2回WTO 閣僚会議において、「グローバルな電子商取引に関する閣僚宣言」が採択された。本宣言では、電子商取引に関するすべての貿易関連の問題について検討するための作業計画の策定が決定されるとともに、電子送信に対する関税不賦課原則について合意がなされた。

## b. 作業計画の策定と下部機関における検討 (1998年10月~1999年7月)

ジュネーブでの閣僚宣言を踏まえて1998年10月に 電子商取引に関する作業計画が策定された。以後、 サービス理事会、物品理事会、TRIPS理事会、貿易 と開発委員会の4下部機関における検討が1999年7 月まで行われ、その検討結果が一般理事会に報告さ れた。

## c. 電子商取引作業計画の中断と再開(1999年12 月~2000年12月)

1999年12月のシアトル閣僚会議が決裂した後、電子商取引作業計画は事実上休止していた。しかし、技術革新の早い分野における電子商取引関連セクターの自由化、ルール策定を求める声は閣僚会議決裂後も引き続き高く、シアトル閣僚会議から約半年後の2000年7月の一般理事会において、電子商取引作業計画の再開が決定された。その後、下部機関での検討が進められる中で、電子商取引を巡るWTO上の諸問題の多くは分野横断的視点からの検討が必要であるとの認識が、日本をはじめ各国の間から生じてきた。そこで、電子商取引がWTO上の規律に与える様々な影響(モノ、サービス、知的財産等の貿

#### 第II部 WTO協定と主要ケース

易に対する影響)を幅広く理解するために、電子商 取引に関して分野横断的な検討を行うべく作業部会 の設置が検討された。

2001年 6 月に電子商取引特別会合(dedicated discussion on e-commerce)を開催し、専門家による分野横断的課題の集中的な討議を行うことが決定された。

#### d. 第4回WTOドーハ閣僚会議(2001年11月)

第4回WTO閣僚会議において、第5回閣僚会議 までの関税不賦課のモラトリアムについて合意がな されるとともに、電子商取引作業計画を継続し、計 画を更に進めるために適切な枠組み(institutional arrangements)を作ることを検討すること、そし て第5回閣僚会議に検討の進捗状況につき報告を行 う旨が宣言された。

#### e. ドーハ閣僚会議以降の動き

ドーハ以降、電子商取引に関する検討は、引き続き一般理事会の下の電子商取引特別会合を中心に行われた。第2回会合(2002年5月)以降も引き続き分類問題について議論がなされたほか、財政的インプリケーションについても議論が行われた。我が国からも開発に関してIT協力を紹介するペーパーを提出し、本件に関する積極的貢献を行った。この他、2002年4月に貿易と開発委員会でセミナーが開催されたこともあり、開発途上国の関心が寄せられた。これらの結果、電子商取引推進の重要性について開発途上国の理解を徐々に得るに至った。

また、米国は、電子商取引の更なる発展のためにいくつかの基本的な原則(自由な取引環境の確保、市場アクセスの拡大、関税不賦課モラトリアムの恒久化等)について加盟国間で合意を目指すことを提案し、先進国からは概ね支持が得られた。

2004年7月のWTO一般理事会では、2003年9月 に第5回WTOカンクン閣僚会議で合意される予定 であった関税不賦課のモラトリアムについて、第6回WTO閣僚会議まで延長することが決まった。

#### f. 第6回WTO香港閣僚会議(2005年12月)

第6回WTO閣僚会議において、次回閣僚会議までの間、電子送信に対して関税を課さない現在の慣行を維持することが宣言された。また、電子商取引作業計画に基づく検討作業が未だ完了していないことに留意し、開発関連事項及び電子ソフトウェアの貿易上の取扱等に関する議論を再活性化することが合意された。

# 【EUの電子的に配信されたサービスに対する付加価値(VAT)税について】

EUでは、EU域外事業者がデジタルコンテンツを EU域内消費者に販売した場合には、VAT(付加価 値税)を徴収しなければならない、という改正 VAT指令(2002/38/EC)が2002年5月に決定され、 EU加盟国は2003年7月までに各加盟国で実施され ることとなり、ほぼすべての加盟国において国内法 制化されている。同指令は、2003年7月から暫定的 に3年間適用され、見直しが行われることとなって いたが、継続適用措置が諮られ、その後新たな理事 会指令(2006/112/EC)により吸収された。当該指 令の下では、EU域外の事業者とEU域内の消費者と の間でデジタルコンテンツの取引が行われる場合、 域外事業者はEU加盟国のうちいずれか一国の税務 当局に登録し、消費者の移住地に従ってVATを価 格に上乗せし、登録した国に納税する(消費地主義)。 これに対し、EU域内の事業者・消費者間の取引の 場合は、事業者は拠点を設置した国の税率に従って、 その国にVAT税を納入することになる。このよう に、EU域内事業者に比べ域内に拠点を設置してい ない域外事業者は、販売先の国ごとの税率を計算し 納入しなければならないなど、煩雑な事務作業負担 が生じる可能性が高くなることが懸念される。